

食品関連事業者の皆様へ ～届出制度が創設されます～

食品衛生法が改正され、営業届出制度の創設により
令和3年6月1日から届出が必要になる場合があります。

1 どんな業種が届出業種になるの？

公衆衛生に影響のある食品関連事業者を把握するため、原則全ての業種が届出業種になりました。主な業種は以下になります。

旧許可業種 であった営業 (一部)	<ul style="list-style-type: none">魚介類販売業、食肉販売業 (容器包装に入れられたもののみを販売する場合)乳類販売業、冰雪販売業コップ式自動販売機(屋内設置、自動洗浄機能付き)
販売業 (小売業、卸売業)	<ul style="list-style-type: none">食料品販売業(一般的な商店、通信、訪問販売)食料品卸売業(食料品、野菜果物、米穀類等)自動販売機による販売業
製造・加工業	<ul style="list-style-type: none">製造・加工業(添加物(規格基準が無い物)、調味料) (コーヒー、健康食品、海藻、その他食料品)精穀・製粉業製茶業卵選別包装業
上記以外のもの	<ul style="list-style-type: none">行商集団給食器具、容器包装の製造業露店、仮設店舗の内、営業とみなされないものその他

2 届出対象外の業種はあるの？

公衆衛生に与える影響が少ない
以下の営業は対象外になります。

- 容器又は器具類を製造する営業
- 食品又は添加物の輸入をする営業
- 容器、器具類を輸入又は販売する営業
- 食品又は添加物を常温で貯蔵又は運搬する営業
- 常温保存しても危害発生の恐れがない包装食品の販売業(スナック菓子等)

3 いつから届出が必要になるの？

許可業種から届出業種に変更される
場合の届出は不要です。

- 令和3年6月1日から適用を受けます。
- 猶予期間である令和3年11月30日までに、保健所へ届出をお願いします。
(なお、令和3年6月1日以前でも届出可能です。)